

第9回旗国小委員会 (FSI9) の結果について

標記会合は、平成13年2月19日から23日までロンドンのIMO本部において開催され、我が国からは10名の代表団が出席した。今次会合における主な審議結果は次の通りである。

1 旗国間の船舶の転籍について

標記に関して、イギリスは提案 (FSI 9/5/1) に基づき、船舶の旗国間の転籍によって、サブスタンダード船が生み出されないようにするため、以下の5つの原則を提案した。

原則1：国際航海に従事する船舶は、旗国の管轄権の下で登録されなければならない。

原則2：「Losing Flag (登録を抹消する旗国)」は、転籍のための準備が「Gaining Flag (登録を行う旗国)」によって合意されない場合は、国際基準に適合しない船舶を登録から抹消してはならない。

原則3：「Losing Flag」かつ「Gaining Flag」は、転籍する前に当該船舶が国際基準に合致していることを確認するか、あるいは、国際基準に適合するために一定の猶予期間(6ヶ月を超えない期間)を設けることに合意しなければならない。

原則4：全ての転籍に関する手続きは透明性のあるものでなければならない。国際的に合意される様式は当該手続きを促進しかつ誤解を避けるために準備されるべきである。これらの様式は、国際法及び総会決議 A.[](22)を遵守しなければならない。

原則5：紛争等が起こった場合は、仲裁・解決のためにIMOに送られるべきである。

イギリスは、今次会合に対して、5つの原則に基本的に合意し、MSC74での承認を経てA22での採択を目標に上述の5つの原則を取り込んだ第2回総会決議案を準備することを要請した。

我が国を含め20数カ国が発言し、原則5については他に仲裁の場があることから必要がないとされ、原則2及び3については、サブスタンダード船の排除のために重要な原則であるとし基本的に支持されたが、国連海洋法条約との関係で問題が生じる可能性があるとして、コレスポネンス・グループを設置し、適当な字句を検討した上で、次回会合で更に審議することが合意された。

2 SOLAS条約の「建造された船舶」の表現の見直しについて

イギリスより、提出文書 (FSI 9/11) に基づき、SOLAS条約各章の適用に関連し、キールが備え付けられた日をベースとする「建造された船舶」の定義の解釈を利用して、いくつかの船舶が、条約上適用を受けるSOLAS条約の規則の適用を逃れていることを踏まえ、MARPOL条約附属書の第1(6)規則及び同附属書の統一解釈1.2をベースとして、「建造された船舶」の定義に「建造契約日」及び「引渡し日」の概念を取り入れるべき旨の提案がなされた。

また、イギリスは、本定義を改正し、即座に適用することによる混乱を避けるため、今後のSOLAS条約各章の見直しに合わせて改正することを併せて提案し、今次会合に上述の提案を検討し、適切な行動をとることを要請した。

これに対して、我が国からSOLAS条約第XII章を策定する際にその適用に関してイギリスと同様の提案を行ったが却下されたことに触れ、我が国としてもMARPOL条約の概念が好ましいと考えていることから、原則的にイギリス案を支持するが、SOLAS条約各

章の定義そのものを改正すると、現行規則の遡及適用を受ける船舶が生じることとなり、設計・構造要件の遡及適用については大きな問題となることから慎重な対応が必要であることを述べ、MSC で本議論に同意し、設計・構造要件を取り扱う DE 及び SLF に対して、設計・構造要件の改正を行う際には、その適用要件について MARPOL 条約の概念を取り入れることを要請することを報告書に残すことを提案した。

キプロスは、我が国の提案を支持し、小委員会に対して周知する MSC 決議案を次回会合で準備してはどうかとの提案を行い、イギリスがこれを支持した。

これに対して、我が国から決議を作成する必要はなく、MSC で同意し、小委員会への要請を MSC の報告書に残すのみで十分であることを言及した。

議論の結果、我が国の意見が認められ、設計・構造要件に限り、「建造された船舶」の定義を見直しすべきことを、各小委員会に周知、要請することが合意された。